技術名称：間仕切り壁（可動間仕切）の耐震性向上技術「シンクロン」

１．審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

コマニー株式会社
代表取締役執行役員　塚本　健太
石川県小松市工業団地一丁目 93 番地

1.2 技術の名称

間仕切り壁（可動間仕切）の耐震性向上技術「シンクロン」

1.3 技術の概要

本技術は事務所や工場など､広く一般に用いられるスチール製間仕切り壁(可動間仕切、パーティションとも言う）に対し、専用の金具を用いて、間仕切パネルと各部材、さらに天井材及び床材にも連結固定することで、間仕切り壁の転倒や損傷を軽減させる技術である。

1.4 適用範囲等

本技術の適用範囲は、構造躯体が RC 造、S 造又は SRC 造等の建築物の室内に設置される JIS A 6512:2007 に準拠する非構造の可動間仕切「コマニー製可動間仕切　ＥＵＰシンクロン／ＳＷシンクロン」とする。新規に設置する可動間仕切の他、既設の可動間仕切に適用することもできる。適応可能な可動間仕切の高さは、2.1m 以上 3.0m 以下とする。

本可動間仕切を固定する天井及び床の性能は以下のとおり。

・天井、床ともに、可動間仕切に作用する水平地震力の 1/2 以上を負担できる強度があること。

２．開発の趣旨

従来の可動間仕切は、地震時に構造体の変形に追従できるようにするため、間仕切パネルと各部材とを強固に固定していなかった。しかし、近年の大地震時では、従来の想定を超える大きな加速度や、取り付く天井の水平移動や浮上りにより、間仕切の脱落や転倒による被害が少なからず見られた。

そこで、本技術では、専用の金具を用いて間仕切パネルと各部材とを連結固定し、接合部の強度を向上させ、かつ、必要な変形追従性を確保させることにより、間仕切の脱落や転倒を抑制することを目的として開発した。

３．開発の目標

(1) 専用の金具を用い間仕切パネルと各部材とを適切に固定することにより、地震時に間仕切の脱落や転倒による被害が軽減されること。
(2) 当該技術を適切に施工するために必要な施工手順書を定め、施工体制を確立すること。

４．審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

(1) 専用の金具を用い間仕切パネルと各部材とを適切に固定することにより、地震時に間仕切の脱落や転倒による被害が軽減されることの確認
①間仕切パネルと各部材とを固定する金具の静的加力試験

②間仕切ユニットによる静的加力試験（面内）
③間仕切ユニットによる動的一軸加振試験（面内・面外）
一部の試験については委員による立会い
④隅角部を有する間仕切ユニットによる動的三軸加振試験

(2) 当該技術を適切に施工するために必要な施工手順書を定め、施工体制を確立することの確認
・施工手順書、施工自主検査書及び施工体制図

５．審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

６．審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

７．審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

(1) 専用の金具を用い間仕切パネルと各部材とを適切に固定することにより、地震時に間仕切の脱落や転倒による被害が軽減されるものと判断される。
(2) 当該技術を適切に施工するために必要な施工手順書を定めることにより、施工体制が確立できるものと判断される。

８．留意事項及び付言

(1) 施工にあたっては、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
(2) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。

９．審査証明経緯

(1) 2018 年 9 月 27 日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2019 年 7 月 23 日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5 年間（2024 年 7 月 22 日まで）とする。
(2) 2024 年 7 月 11 日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2024 年 11 月 19 日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は 2024 年 7 月 23 日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して 5 年間（2029 年 7 月 22 日まで）とする。